

松 高 第 7 8 2 号
平成24年10月16日

介護保険施設 御中

松原市健康部高齢介護課長

介護保険負担限度額認定申請書の郵送での受付について（通知）

平素は本市、介護行政に御協力いただきありがとうございます。
標記の件につきまして、下記の通りの取扱いとしますのでお知らせ致します。

記

介護保険負担限度額認定申請書（以下、「申請書」とする。）の受付については、以前から周知させていただいているところですが、原則として窓口にて申請書の受付をした日が受理日となります。同様に、郵送での受付の場合につきましても、市役所に申請書が届いた日が受理日となります。

従いまして、入所された日及び消印日が受理日にはなりませんので、月をまたぐような月末の申請につきましては、入所がわかった時点で速やかに電話連絡していただきますよう、お願い致します。電話連絡がない場合、月をまたぐ申請書における受理月の遡り認定については対処しかねますので御留意下さい。

なお、土日祝日中の入所者につきましては、翌開庁日に御連絡していただきますようお願い致します。

※本通知における月末とは、月末日から開庁日の3日間をさします。

何か不明なこと等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ】

松原市高齢介護課
認定係 担当；道簾
電話 072-334-1550